

(韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

【用語の解説】

(韓国) (日本)

・滞留……在留

・発給……発行

・就業……就労

・出席……出頭

・検査……捜索

・尋問……取調

・法院……裁判所

第 5 章 外国人の登録等

第 1 節 外国人の登録

第 31 条 (外国人登録) ①外国人が、入国した日から 90 日を超えて大韓民国に滞留する場合、大統領令で定めるところにより、入国した日から 90 日以内にその者の滞留地を管轄する事務所長又は出張所長に対し外国人登録をしなければならない。但し、次の各号の一に該当する外国人の場合は、この限りでない。

1. 駐韓外国公館 (大使館と領事館を含む) 及び国際機構の職員及びその者の家族
2. 大韓民国政府との協定により外交官又は領事と類似の特権及び免除を享受する者及びその者の家族
3. 大韓民国政府が招請した者等として、法務部令で定める者

②第 23 条の規定により滞留資格を受ける者として、その日から 90 日を超えて滞留することとなる者は、前項の規定にかかわらず滞留資格を受けるときに、外国人登録をしなければならない。

③第 24 条の規定により滞留資格変更許可を受ける者として、入国した日から 90 日を超えて滞留することとなる者は、第 1 項の規定にかかわらず滞留資格変更許可を受けるときに、外国人登録をしなければならない。

④事務所長又は出張所長は、第 1 項から第 3 項の規定により外国人登録をした者に対しては、大統領令で定める付与方法により、個人別固有の登録番号 (以下 "外国人登録番号" という) を付与しなければならない。

第 32 条 (外国人登録事項) 第 31 条の規定による外国人登録事項は、次の通りである。

1. 氏名・性別・生年月日及び国籍

2. 旅券の番号・発給日付及び有効期間
3. 勤務先及び職位又は担当業務
4. 本国の住所及び国内滞留地
5. 滞留資格及び滞留期間
6. その他法務部令で定める事項

第33条(外国人登録証の発給)①第31条の規定により外国人登録を受けた事務所長又は出張所長は、大統領令で定めるところによりその外国人に対し、外国人登録証を発給しなければならない。但し、その外国人が17歳未満のときは、これを発給しないことができる。

②前項但書の規定により外国人登録証の発給を受けない外国人が17歳になったときは、60日以内に滞留地管轄事務所長又は出張所長に対し、外国人登録証発給申請をしなければならない。

第33条の2(外国人登録証等の債務移行確保手段提供等の禁止)何人も次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 1.外国人の旅券又は外国人登録証を就業による契約、又は債務移行の確保手段として提供を受ける行為、又はその提供を強要する行為
- 2.第31条第4項の規定に違反して虚偽の外国人登録番号を製造し、自分又は他人の財産又は財産上の利益のためにこれを使用する行為
- 3.虚偽の外国人登録番号を製造するプログラムを他人に受け渡し、又は流布する行為
- 4.他人の外国人登録証を不正使用する行為
- 5.他人の外国人登録番号を自分又は他人の財産又は財産上の利益のために不正使用する行為

第34条(外国人登録票等の作成及び管理)①第31条の規定により外国人登録を受けた事務所長又は出張所長は、登録外国人記録票を作成・備置し、外国人登録票を作成して、その外国人が滞留する市(特別市及び広域市を除外する。以下同じである)・郡又は区(自治区をいう。以下同じである)の長に送付しなければならない。

②市・郡又は区の長は、前項の規定により外国人登録票の送付を受けたときは、その登録事項を外国人登録台帳に記載して管理しなければならない。

③登録外国人記録票・外国人登録票及び外国人登録台帳の作成及び管理に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第35条(外国人登録事項変更の申告)第31条の規定により登録をした外国人は、次の各号の一に該当する事項に変更があるときは、大統領令で定めるところにより、14日以内に滞留地管轄事務所長又は出張所長に対し外国人登録事項変更申告をしなければならない。

1. 氏名・性別・生年月日及び国籍
2. 旅券の番号・発給日付及び有効期間
3. その他法務部令で定める事項

第36条(滞留地変更の申告)①第31条の規定により登録をした外国人が、その者の滞留地を変更したときは、大統領令で定めるところにより転入した日から14日以内に新滞留地の市・郡・区の長又は新滞留地を管轄する事務所長・出張所長に対し、転入届をしなければならない。

②外国人が前項の規定による申告をするときは、外国人登録証を提出しなければならない。この場合、市・郡・区の長又は事務所長・出張所長は、その外国人登録証に滞留地変更事項を記載した後、これを返還しなければならない。

③第1項の規定による転入申告を受けた事務所長又は出張所長は、遅滞なく新滞在地の市・郡・区の長に滞留地変更事実を通知しなければならない。

④第1項の規定により直接転入届を受け、又は第3項の規定により事務所長又は出張所長より滞在地変更の通知を受けた市・郡・区の長は、遅滞なく前滞留地の市・郡又は区の長に対し、滞在地変更申告書の写しを添付して外国人登録票の移送要請をしなければならない。

⑤第4項の規定により外国人登録票の移送要請を受けた前滞留地の市・郡又は区の長は、移送要請を受けた日から3日以内に新滞留地の市・郡又は区の長に対し、これを移送しなければならない。

⑥第5項の規定により外国人登録票の移送を受けた市・郡・区の長は、申告人の外国人登録票を整理し、第34条第2項の規定によりこれを管理しなければならない。

⑦第1項の規定により転入申告を受けた市・郡・区の長又は事務所長・出張所長は、大統領令で定めるところにより、その事実を遅滞なく滞留地を管轄する事務所長又は出張所長に通知しなければならない。

第37条(外国人登録証の返納等)①第31条の規定により登録をした外国人が出国するときは、出入国管理公務員に外国人登録証を返納しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

1. 再入国許可を受けて一時出国後、その許可期間内に再び入国しようとする場合
2. 複数査証所持者又は再入国許可免除対象国民として、一時出国後許可された滞留期間内に再び入国しようとする場合

3. 難民旅行証明書の発給を受けて一時出国後、その有効期間内に再び入国しようとする場合

②第31条の規定により登録をした外国人が、国民となり又は死亡した場合、又は第31条第1項各号の一に該当することとなった場合は、大統領令で定めるところにより、外国人登録証を返納しなければならない。

③事務所長又は出張所長は、第1項又は第2項の規定により外国人登録証の返納を受けたときは、大統領令で定めるところにより、その事実を遅滞なく滞留地の市・郡又は区の長に通知しなければならない。

④事務所長又は出張所長は、大韓民国の利益のため必要があると認められるときは、第1項各号の一の場合に該当する外国人の外国人登録証を一時保管することができる。

⑤第4項の場合、その外国人が許可された期間内に再び入国したときは、14日以内に事務所長又は出張所長から外国人登録証の返還を受けなければならない。また、その許可を受けた期間内に再び入国しないときは、第1項の規定により外国人登録証を返納したものとみなす。

第38条(指紋押捺)①次の各号の一に該当する外国人は、大統領令で定めるところにより指紋を押捺しなければならない。

1. 削除

2. この法律に違反して調査を受け、又はその他の法律に違反して捜査を受けている者

3. 身元が不確かな者

4. その他法務部長官が大韓民国の安全又は利益のため、特に指紋を押捺する必要があると認める者

②事務所長又は出張所長は、第1項の規定による指紋押捺を拒否する外国人については、滞留期間延長許可等この法律による許可をしないことができる。

第2節 削除

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除